

(健Ⅱ87)

平成30年7月24日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
江澤 和彦

平成30年7月豪雨による災害についての特定非常災害及び
これに対し適用すべき措置の指定に関する政令等について

標記の件について、別添のとおり、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課及び精神・障害保健課の連名により、各都道府県等障害保健福祉主管部（局）宛に、事務連絡が発出され、本会に対しても、周知方依頼がありました。

今般、「平成30年7月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」により、当該災害が特定非常災害に指定されるとともに、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」第3条第2項の規定に基づく厚生労働省告示により、同省関係の一定の権利利益に関する満了日について、当該災害の被害者による延長の申出を必要とせずに、一律に平成30年11月30日まで延長する措置を講ずることとされました。

本件は、これに伴う障害保健福祉に関する法令の運用における留意点等について、障害福祉サービス等事業者、医療機関等への周知を依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会及び関係医療機関への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

事 務 連 絡
平成 30 年 7 月 20 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障 害 福 祉 課
精 神 ・ 障 害 保 健 課

平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及び
これに対し適用すべき措置の指定に関する政令等について

平素より、障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。
昨日、別添の事務連絡を各都道府県、指定都市、中核市に送付しております
ので、ご連絡いたします。

貴団体におかれましても関係者への周知を図っていただきますよう、よろし
くお願い申し上げます。

事務連絡
平成30年7月19日

都道府県
各指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課
精神・障害保健課

平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及び
これに対し適用すべき措置の指定に関する政令等について

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項の規定により、特定非常災害の被害者の権利利益であって、その存続期間が特定非常災害の発生日以後に満了するものについては、告示で定めるところにより、当該権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができるものとされています。

今般、「平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（平成30年政令第211号）により、平成30年7月豪雨（以下「当該災害」という。）が特定非常災害に指定されるとともに、法第3条第2項の規定に基づく厚生労働省告示（「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成三十年十一月三十日とする措置を指定する件」（平成30年厚生労働省告示第276号。以下「告示」という。））により、厚生労働省関係の一定の権利利益に関する満了日について、当該災害の被害者による延長の申出を必要とせずに、一律に平成30年11月30日まで延長する措置を講ずることとしました。

これに伴う障害保健福祉に関する法令の運用における留意点等は下記のとおりとなりますので、御了知の上、管内市町村、障害福祉サービス等事業者、医療機関等への周知をよろしくお願いいたします。

記

第1 満了日の延長を行った権利利益

- 1 告示により満了日を延長した権利利益については、別添のとおりであり、そのうち障害保健福祉に関する権利利益の延長を行ったものは次のとおりである。
 - (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）関係
 - 指定障害児通所支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）（第21条の5の3第1項）
 - 障害児通所給付費等の通所給付決定（第21条の5の5第1項）
 - 指定障害児入所施設の指定（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）（第24条の2第1項）
 - 障害児入所給付費の入所給付決定（第24条の3第4項）
 - 指定障害児相談支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）（第24条の26第1項第1号）
 - (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）関係
 - 精神障害者保健福祉手帳の交付（第45条第2項）
 - (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）関係
 - 介護給付費等の支給決定（第19条第1項）
 - 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定（特定被災区域内に在る事業所又は施設に係るものに限る。）（第29条第1項）
 - 地域相談支援給付費等の支給決定（第51条の5第1項）
 - 指定一般相談支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）（第51条の14第1項）
 - 指定特定相談支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）（第51条の17第1項第1号）
 - 自立支援医療費の支給認定（第52条第1項）
 - 指定自立支援医療機関の指定（特定被災区域内に在る指定自立支援医療機関に係るものに限る。）（第54条第2項）

第2 留意事項

- 1 特定被災区域内に居住地を有する者については、現に介護給付費等の支給決定等が行われており、かつ、当該支給決定等の有効期間が平成30年6月28日から同年11月29日までの間に満了する場合には、当該有効期間を同年11月30日まで延長することとなる。なお、現に障害支援区分の認定を受けており、「介護給付費等の支給決定について」（平成19年3月23日付け障発第0323002号）において示している障害支援区分の認定の有効期間が、平成30年6月28日から同年11月29日までの間に満了する場合においても、当該有効期間を同年11月30日まで延長することとする。

また、特定被災区域内に事業所又は施設を有する者及び特定被災区域内に指定自立支援医療機関を有する者については、現に指定を受けており、かつ、当該指定の有効期間が平成30年6月28日から同年11月29日までの間に満了する場合には、当該有効期間を同年11月30日まで延長することとなる。

- 2 特定権利利益に係る満了日の延長措置は、法に基づく特別措置であり、当該災害の発生前と同様に、障害保健福祉に関する法令により許可等の更新を行うことのできるものについては、告示による満了日の延長措置にかかわらず、障害保健福祉に関する法令に基づき許可等の更新を行うこととするよう御配慮願いたい。

(資料)

別添：特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成三十年十一月三十日とする措置を指定する件（平成30年厚生労働省告示第276号）

参考1：特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）

参考2：平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成30年政令第211号）

○厚生労働省告示第二百七十六号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に關し当該延長後の満了日を平成三十年十一月三十日とする措置を次のように指定する。

平成三十年七月十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

対象となる特定権利利益	対象者
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三條第三項第一号の規定に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定（平成三十年七月豪雨に際し、災害救助法（昭和二十二年法律第十八号）が適用された市町村の区域（以下「特定被災区域」という）内に在る保険医療機関又は保険薬局に係るものに限る。）	特定被災区域内に保険医療機関又は保険薬局を有する者
職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第三十條第一項の規定に基づく有料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（平成三十年九月二十八日まで当該許可の有効期間が満了する者を除く）
職業安定法第三十三條第一項の規定に基づく無料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（平成三十年九月二十八日まで当該許可の有効期間が満了する者を除く）
児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六條の四第一号又は第二号の規定に基づく養育里親名簿又は養子縁組里親名簿への登録	特定被災区域内に居住地を有する者

児童福祉法第十九条の三第三項の規定に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給認定	特定被災区域内に居住地を有する者
児童福祉法第二十条第一項の規定に基づく療育の給付	特定被災区域内に居住地を有する者
児童福祉法第二十一条の五の三第一項の規定に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
児童福祉法第二十一条の五の五第一項の規定に基づく障害児通所給付費等の給付決定	特定被災区域内に居住地を有する者
児童福祉法第二十四条の二第一項の規定に基づく指定障害児入所施設（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	特定被災区域内に施設を有する者
児童福祉法第二十四条の三第四項の規定に基づく障害児入所給付費の給付決定	特定被災区域内に居住地を有する者
児童福祉法第二十四条の二第六第一項第一号の規定に基づく指定障害児相談支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づく総合衛生管理製造過程の承認（特定被災区域内に在る製造所又は加工所に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所又は加工所を有する者
食品衛生法第五十二条第一項の規定に基づく営業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者
予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十五条第一項の規定に基づく同法第十六条第二項第一号の医療費及び医療手当 同項第四号の遺族年金若しくは遺族一時金又は同項第五号の葬祭料の給付の請求	特定被災区域内に居住地を有する者
旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条の三第一項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継（特定被災区域内において経営される旅館業に係るものに限る。）	特定被災区域内において経営される旅館業を承継する者
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条第二項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付	特定被災区域内に居住地を有する者
毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第四条第一項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業若しくは輸入業又は販売業の登録（特定被災区域内に在る製造所若しくは営業所又は店舗に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所若しくは営業所又は店舗を有する者
麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十条第一項の規定に基づく向精神薬輸入業者 向精神薬輸出業者 向精神薬製造製剤業者若しくは向精神薬使用者又は向精神薬卸売業者若しくは向精神薬小売業者の免許（特定被災区域内に在る向精神薬営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に向精神薬営業所を有する者

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十三年法律第百二十三号）第五十条第一項の規定に基づく障害者雇用調整金の支給	特定被災区域内に主たる事務所を有する者
障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の二第二項の規定に基づく在宅就業障害者特例調整金の支給	特定被災区域内に主たる事務所を有する者
障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第三項の規定に基づく報奨金の支給	特定被災区域内に主たる事務所を有する者
障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第四項の規定に基づく在宅就業障害者特例報奨金の支給	特定被災区域内に主たる事務所を有する者
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）以下「医薬品医療機器等法」という。第四条第一項の規定に基づく薬局の開設の許可（特定被災区域内に在る薬局に係るものに限る。）	特定被災区域内に薬局を有する者
医薬品医療機器等法第十二条第一項の規定に基づく医薬品（体外診断用医薬品を除く）、医薬部外品又は化粧品製造販売業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事務所を有する者
医薬品医療機器等法第十三条第一項の規定に基づく医薬品（体外診断用医薬品を除く）、医薬部外品又は化粧品製造業の許可（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所を有する者
医薬品医療機器等法第十三条の三第一項の規定に基づく医薬品等外国製造業者の認定	特定被災区域内にその製造する医薬品等の製造販売業者の主たる事務所が在る者
医薬品医療機器等法第二十三条の二第二項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事務所を有する者
医薬品医療機器等法第二十三条の二の三第一項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所を有する者
医薬品医療機器等法第二十三条の二の四第一項の規定に基づく医療機器等外国製造業者の登録	特定被災区域内にその製造する医療機器等の製造販売業者の主たる事務所が在る者
医薬品医療機器等法第二十三条の六第一項の規定に基づく指定高度管理医療機器等に係る登録認証機関の登録（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内において登録認証機関の登録の申請をする者
医薬品医療機器等法第二十三条の二十第一項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事務所を有する者

医薬品医療機器等法第二十三条の二十二第一項の規定に基づく再生医療等製品の製造業の許可(特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。)	特定被災区域内に製造所を有する者
医薬品医療機器等法第二十三条の二十四第一項の規定に基づく再生医療等製品外国製造業者の認定	特定被災区域内にその製造する再生医療等製品の製造販売業者の主たる事務所が在る者
医薬品医療機器等法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売業(配置販売業を除く)の許可(特定被災区域内に在る店舗に係るものに限る。)	特定被災区域内に店舗を有する者
医薬品医療機器等法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売業(配置販売業を除く)の許可(特定被災区域内において行われる業務に係るものに限る。)	特定被災区域内において業務を行う者
医薬品医療機器等法第二十九条第一項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可(特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。)	特定被災区域内に営業所を有する者
医薬品医療機器等法第四十条の二第一項の規定に基づく医療機器の修理業の許可(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	特定被災区域内に事業所を有する者
医薬品医療機器等法第四十条の五第一項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可(特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。)	特定被災区域内に営業所を有する者
母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)第二十条第一項の規定に基づく養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給	特定被災区域内に居住地を有する者
建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)第十二条の二第一項の規定に基づく建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録(特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。)	特定被災区域内に営業所を有する者
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)以下労働者派遣法という。第五條第一項の規定に基づく労働者派遣事業の許可	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(平成二十七年法律第七十三号)附則第三条第一項の規定により労働者派遣法第五條第一項の許可を受けたもののみなされ、被災区域内に主たる事務所を有するもの(平成三十年九月二十八日まで当該許可の有効期間が満了する者を除く。)

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第十九条第一項の規定に基づく要介護認定	特定被災区域内に居住地を有する者
介護保険法第十九条第二項の規定に基づく要支援認定	特定被災区域内に居住地を有する者
介護保険法第二十八条第二項の規定に基づく要介護更新認定	特定被災区域内に居住地を有する者
介護保険法第三十三条第二項の規定に基づく要支援更新認定	特定被災区域内に居住地を有する者
介護保険法第四十一条本文の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第四十二条の二第一項本文の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第四十六条第一項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定(特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。)	特定被災区域内に施設を有する者
介護保険法第五十三条第一項本文の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第五十四条の二第一項本文の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第五十八条第一項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第六十九条の七第一項の規定に基づく介護支援専門員証の交付	特定被災区域内に居住地を有する者又は特定被災区域を包括する都道府県の知事から介護支援専門員の登録を受けている者
介護保険法第九十四条第一項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可(特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。)	特定被災区域内に施設を有する者
介護保険法第七十七条第一項の規定に基づく介護医療院の開設の許可(特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。)	特定被災区域内に施設を有する者
介護保険法第十五条の四十五の三第一項の規定に基づく第一号事業に係る指定事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	特定被災区域内に事業所を有する者

3 免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、政令で、特定義務の恒続となる法令の条項ごとに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。前項の規定は、この場合について準用する。

4 前三項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得ない事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかった場合について他の法令に罰則の定めがあるときは、その定めるところによる。

(債務超過を理由とする法人の破産宣告の特例に関する措置)

第五條 特定非常災害によりその財産をもって債務を返済することができなくなった法人に対しては、第二條第一項又は第二項の政令でこの条に定める措置を指定するもの施行の日以後特定非常災害発生日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、破産の宣告をすることができない。ただし、その法人が、清算中である場合、支払をすることができない場合又は破産の申立てをした場合は、この限りでない。

2 裁判所は、法人に対して破産の申立てがあった場合において、前項の規定によりその法人に対して破産の宣告をすることができないときは、破産の宣告を留保する決定をしなければならない。

3 裁判所は、前項の決定に係る法人が支払をすることができなくなったとき、その他同項の決定をすべき第一項に規定する事情について変更があったときは、申立てにより又は職権で、その決定を取り消すことができる。

4 前二項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

5 民法(明治二十九年法律第八十九号)第七十條第二項(他の法律において準用する場合を含む。)の規定は、特定非常災害発生日から第一項に規定する政令で定める日までの間、同項本文の法人については適用しない。

(民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置)

第六條 特定非常災害により借地借家関係その他の民事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるもの特定非常災害発生日において住所、居所、営業所又は事務所を有していた者が、当該特定非常災害に起因する民事に関する紛争につき、特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間に、民事調停法による調停の申立てをする場合には、民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)第三條第一項の規定にかかわらず、その申立ての手数料を納めることを要しない。

(建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置)

第七條 建築基準法第二條第三十二号の特定行政庁は、同法第八十五條第一項の非常災害又は同条第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため同条第三項後段に規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供される必要があり、かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、同項後段の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

第八條 建設省設置法(昭和二十三年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第四十五号中「及び建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第百三十三号)を」と、「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第百三十三号)及び特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)に」改める。

内閣総理大臣 橋本龍太郎
法務大臣 長尾 立子
建設大臣 中尾 栄一

政令をここに公布する。

公正取引委員会事務局組織令の一部を改正する

内閣総理大臣 橋本龍太郎
公正取引委員会事務局組織令の一部を改正する政令

平成八年六月十四日

公正取引委員会事務局組織令の一部を改正する政令

内閣は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第三十五條第五項において準用する国定行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第七條第五項及び第六項並びに第十九條第三項並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第三十五條の二第二項の規定に基づき、以下の政令を制定する。

公正取引委員会事務局組織令(昭和二十七年政令第三百七十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公正取引委員会事務局組織令

目次中「部」を「局」に、「経済部」(第十四條)、「第九條」を「経済取引局」(第十四條)、「第二十四條」を「第三條」(第二十五條)、「第三十條」を「第三條」(第二十五條)、「第三十條」を「第三條」(第二十五條)、「第三十條」を「第三條」(第二十五條)に改める。

政令

「第一節 官房及び部の設置等」を「第一節 官房及び部の設置等」に改める。

第一條を次のように改める。

(官房、局及び部の設置)

第一條 公正取引委員会の事務局に、官房及び次の二局を置く。

経済取引局
審査局

2 経済取引局に取引部を、審査局に特別審査部を置く。

第二條第一項中「四人」を「二人」に改め、同条第二項中「事務局長」を「事務局長」に、「事務局」を「事務局」に改める。

第三條第二項中「事務局」を「事務局」に、「事務局」を「事務局」に改める。

第五條第一項中「局内事務」を「事務局の事務」に改め、同条第四項中「審判の事務」の下に「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)以下「独占禁止法」という(第五十一條)の規定により、公正取引委員会が審判官として行わせることとした事務を除く。第十條第十三号において同じ。」を加え、同条第六号中「その他他部」を「前各号に掲げるもののほか、事務局の所掌事務で他局の所掌」に改める。

第六條(見出しを含む)中「経済部」を「経済取引局」に改め、同条第三号を第五号とし、同条第二号中「請求」の下に「並びに提出、報告及び通知の受理」を加え、同号を同条第四号とし、同条第一号を同条第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

一 独占禁止政策に関する基本的事項の企画に関すること。

二 国会に対する意見の提出に関すること。

第六條に次の五号を加える。

六 不公正な取引方法の指定に関すること。

七 再販売価格に関する商品の指定に関すること。

八 下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第二十号)の施行に関すること。

九 不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十一年法律第三十四号)の施行に関すること(他の所掌に属するものを除く)。

公正取引委員会事務局組織令の一部を改正する政令

内閣は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第三十五條第五項において準用する国定行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第七條第五項及び第六項並びに第十九條第三項並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第三十五條の二第二項の規定に基づき、以下の政令を制定する。

公正取引委員会事務局組織令(昭和二十七年政令第三百七十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公正取引委員会事務局組織令

目次中「部」を「局」に、「経済部」(第十四條)、「第九條」を「経済取引局」(第十四條)、「第二十四條」を「第三條」(第二十五條)、「第三十條」を「第三條」(第二十五條)、「第三十條」を「第三條」(第二十五條)に改める。

平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年七月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百一十一号

平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六条並びに第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定非常災害の指定）
第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として平成三十年七月豪雨による災害を指定し、同年六月二十八日を同項の特定非常災害発生日として定める。

（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）
第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として、法第三条から第七条までに規定する措置を指定する。

（行政上の権利利益に係る満了日の延長期日）
第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、平成三十年十一月三十日とする。

（特定義務の不履行についての免責に係る期限）
第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、平成三十年九月二十八日とする。

（法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置に係る期日）
第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、平成三十二年六月二十六日とする。

（相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置に係る地区及び期日）
第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、平成三十年七月豪雨に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める日は、平成三十一年二月二十八日とする。

（調停の申立ての手数料の特例に関する措置に係る地区及び期日）
第七条 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、平成三十年七月豪雨に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める日は、平成三十三年五月三十一日とする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 野田 聖子

法務大臣 上川 陽子